

公園利用ルールの試行について

区立公園・児童遊園・遊び場（以下、公園という）は多世代の方が様々な目的で利用されることから、多くのご要望をいただきます。この度、利用ルールについて寄せられる要望のうち、頻度の高い5項目について、公園利用者アンケート等をもとにルールの見直しを進め、次の通り試行いたしますのでご報告します。

1. 公園利用者アンケート等の実施概要

	実施期間	人数	資料番号
アンケート（全体）	令和6年1月15日～1月31日	288人	資料1
アンケート(子ども用)	令和6年1月25日～2月22日	672人	資料1
聴くわ・ミーティング	令和6年3月23日	37人	資料2

2. 公園利用ルールの現状と試行内容

	現状		試行	
	基本ルール	対象公園	基本ルール	対象公園
喫煙	可	すべて ・杉並児童交通公園を除く	不可	すべて ・分煙施設除く
犬の連れ込み	不可	すべて ・管理事務所のある公園を除く	不可	すべて ・管理事務所のある公園および桃園川緑道、馬橋児童遊園は除く
ボール等の利用	不可 ・球戯場でのボール利用、幼児の柔らかいボール利用は可	すべて	条件付き可 ・球戯場でのボール利用、小学校低学年までの柔らかいボール利用 ・広場で一人で行うボールを使った練習	すべて
			・安全確保が可能で、大きな音がせず、長時間占有しないスポーツ玩具	
自転車	不可	すべて	条件付き可 ・乗るための練習（保護者付き添い）	すべて
花火	不可 ・青少年育成目的で任意の団体が占有申請すれば、夏休み期間中は可	すべて ・一部公園を除く	条件付き可 ・夏季(7～8月 18-20時) ・手持ち花火 ・小人数（大人を含む5名程度）は自由 ・団体は申出(30人迄)	特定の公園 ・約40公園

※他の公園利用者や近隣住民への安全性や音などについて配慮し、利用者同士が譲り合って利用することが原則

※施設の性質上、大田黒公園・角川庭園・荻外荘公園は各項目とも不可を基本とする

3. 試行ルールの周知方法

広報すぎなみ、区 HP、現地掲示、小中学校・幼稚園・保育園へのチラシ配布

4. その他（施設運用の見直し）

水遊び場の運用について、昨今の気象状況や区民要望を考慮し運用時間を変更する。

変更前	変更後
午前 10 時～午後 4 時 (7 月～8 月)	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (7 月～8 月)

※変更後より期間・時間とも長く運用している蚕糸の森公園、馬橋公園、井草森公園、桃井原っぱ公園は除く

5. 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 7 月 試行開始

試行についてのアンケート実施（～12 月）

令和 7 年 3 月 アンケート結果・実施内容（または新たな試行内容）の公表

令和 7 年 4 月 実施（または新たな試行）